



# 山形県公報

令和5年12月5日(火)  
第460号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○宅地建物取引業法の規定による免許の取消し……………(建築住宅課) ……1219

### 教育委員会関係

#### 規 則

○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 同

## 告 示

### 山形県告示第831号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第3号の規定により、宅地建物取引業者の免許を次のとおり取り消した。

令和5年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 免許の取消しを受けた宅地建物取引業者

- (1) 商号 株式会社七福
- (2) 主たる事務所の所在地 山形市本町二丁目4番26号
- (3) 代表者の氏名 吉田 光孝
- (4) 免許番号 山形県知事(3)第2460号

#### 2 取消年月日

令和5年11月20日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月5日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

### 山形県教育委員会規則第13号

#### 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
第44条第1項中「とき又は退学しようとする」を削り、「休学(退学)願」を「休学願」に、「受けなければならない」を「受け、休学することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 生徒は、退学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月5日印刷  
令和5年12月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県